

1. 子どもの学び



就学援助費

お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、学校でかかる費用の一部を支給します



だれが使えるの?

世田谷区内に住んでいて、国公立小・中学校に通うお子さんがいる家庭で、次の(1)または(2)にあてはまる家庭です。

- (1) 生活保護を受けている家庭
- (2) 世帯全員の前年の合計所得金額が支給対象基準額以下の家庭



※支給対象基準額のめやす

上段：所得 下段()：給与収入

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
全費目認定	約302万円 (約445万円)	約378万円 (約540万円)	約418万円 (約590万円)	約443万円 (約620万円)	約524万円 (約714万円)
(※) 給食費のみ認定	約399万円 (約566万円)	約508万円 (約697万円)	約564万円 (約760万円)	約598万円 (約797万円)	約714万円 (約926万円)

(※) 他制度による給食費の補助を受けている場合や、給食費が無償となっている学校の場合は対象となりません。

何が支給されるの?

新入学用品費、学用品費、校外授業費、修学旅行費など就学に関する費用の一部を支給します。

一度申し込むと原則として卒業まで年度ごとの申し込みは必要ありません

どうやって申し込むの?

世田谷区立小・中学校では、毎年4月に就学援助費のご案内を配ります。しめ切りまでに学校または学務課にお申し込みください。4月のしめ切り後も申し込めますが、申し込んだ月によって金額などが異なる場合があります。お早めにお申し込みください。

※お子さんが世田谷区立以外の国公立小・中学校に通っている場合は区のホームページをご確認ください。

🔍 世田谷区 就学援助費

所得など迷われる場合、まずはお申し込みください。



お問い合わせ

世田谷区教育委員会事務局
学務課 学事係
TEL 5432-2686 FAX 5432-3028
※令和6年5月よりFAX5342-3067

